

## 第8章 救助・救急体制整備計画

### 1. 計画の概要

大規模地震が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

### 2. 自主防災組織の対策

#### (1) 情報の収集・伝達体制の確立

自主防災組織は、地域における要救助者の発生状況等を、速やかに町又は鶴岡市消防本部若しくは警察機関に通報するとともに、これら防災関係機関の避難の勧告・指示等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

#### (2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平時において、消火活動や損壊した建物による生埋者の救助活動等について十分な訓練を行う。

#### (3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要な資機材を、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

### 3. 町及び鶴岡市消防本部の対策

#### (1) 町民に対する防災意識の啓発

町は、鶴岡市消防本部と連携し、救助訓練、応急手当の普及活動等を実施し、町民の防災意識の啓発を図るとともに、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう自主防災組織等との連携体制の整備に努める。

#### (2) 民間等による救助・救急支援体制の確保

町は、同時多発する建物倒壊や火災等に備え、三川町建設業協会等と締結した協定に基づき、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣体制を整備する。

#### (3) 消防組織の救急・救助体制の整備

##### ① 鶴岡市消防本部

町は、鶴岡市消防本部に対し、救急隊員、救助隊員の安全確保や教育訓練の実施、並びに専任率の向上を図るとともに、救急隊員としてより高度な応急措置を行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救助・救急用資機材の整備を要請する。

##### ② 消防団

町は、消防団員の入団促進等の消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動を行うことができるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー及び無線機器等の救助・救急用資機材の整備に努める。

#### (4) 連携体制の構築

##### ① 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、町及び消防団は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、鶴岡市消防本部、鶴岡警察署及び県等と適切に情報交換できる体制を整備する。また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関相互の連携・役割を常に確認しておく。

## ② 民間組織の協力

町は、公衆通信網等が途絶した場合に備え、メディア活用を検討するとともに、アマチュア無線局との情報収集伝達訓練などを通して、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集伝達体制の充実強化を図る。また、タクシー会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備する。

### (5) 救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、鶴岡市消防本部等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であることから、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策を、鶴岡警察署や道路管理者と協議し定めておく。

### (6) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受け入れの確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

### (7) 応援受け入れ体制の確立

町は、同時多発災害に自己の消防組織等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他市町村の消防本部、警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。また、これら応援に駆け付ける関係機関の受け入れ体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。